高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第９号

中日本高速道路株式会社が令和８年１月30日に公告しました「高速道路の料金の額及びその徴収期間の公告」(以下「料金公告」という。)１．⑷①の料金の額等を適用するインターチェンジ及び期間について、下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和８年３月６日　　中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

スマートインターチェンジを除き、ＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されているインターチェンジの入口又は出口を通行する場合の料金の額等について

１．⑷①の料金の額等を適用するインターチェンジの入口又は出口	１．⑷①の料金の額等を適用する期間
第一東海自動車道 東名川崎インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月９日から 料金の徴収期間が満了する日まで
首都圏中央連絡自動車道 海老名インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月16日から 料金の徴収期間が満了する日まで
第一東海自動車道 秦野中井インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月16日から 料金の徴収期間が満了する日まで
中部横断自動車道 白根インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月16日から 料金の徴収期間が満了する日まで
首都圏中央連絡自動車道 相模原愛川インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月23日から 料金の徴収期間が満了する日まで
第二東海自動車道横浜名古屋線 森掛川インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月23日から 料金の徴収期間が満了する日まで
第一東海自動車道 菊川インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月23日から 料金の徴収期間が満了する日まで
第一東海自動車道 磐田インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月23日から 料金の徴収期間が満了する日まで
中央自動車道富士吉田線 相模湖インターチェンジ（相模湖東料金所）の出口	令和８年３月23日から 料金の徴収期間が満了する日まで
中央自動車道西宮線 勝沼インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月23日から 料金の徴収期間が満了する日まで
中央自動車道西宮線 諏訪南インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月23日から 料金の徴収期間が満了する日まで
第二東海自動車道横浜名古屋線 藤枝岡部インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月25日から 料金の徴収期間が満了する日まで
第二東海自動車道横浜名古屋線 新秦野インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月30日から 料金の徴収期間が満了する日まで
第二東海自動車道横浜名古屋線 清水いはらインターチェンジの入口及び出口	令和８年３月30日から 料金の徴収期間が満了する日まで
中部横断自動車道 南アルプスインターチェンジの入口及び出口	令和８年３月30日から 料金の徴収期間が満了する日まで
中央自動車道長野線 塩尻インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月30日から 料金の徴収期間が満了する日まで
中央自動車道西宮線 甲府南インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月31日から 料金の徴収期間が満了する日まで
近畿自動車道名古屋神戸線 湾岸弥富インターチェンジの入口及び出口	令和８年４月６日から 料金の徴収期間が満了する日まで
伊勢湾岸道路 名港潮見インターチェンジの入口及び出口	令和８年４月６日から 料金の徴収期間が満了する日まで
近畿自動車道名古屋神戸線 弥富木曽岬インターチェンジの入口及び出口	令和８年４月６日から 料金の徴収期間が満了する日まで
近畿自動車道名古屋神戸線 飛島インターチェンジの（下り線）入口及び（上り線）出口	令和８年４月６日から 料金の徴収期間が満了する日まで
近畿自動車道名古屋亀山線 桑名インターチェンジの入口及び出口	令和８年４月７日から 料金の徴収期間が満了する日まで
近畿自動車道名古屋亀山線 長島インターチェンジの入口及び出口	令和８年４月７日から 料金の徴収期間が満了する日まで